

## 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

### 1. 建築基準関係規定確認審査を申し出ない場合

認定申請手数料は表1のとおりです。

表1

区分		認定申請手数料	
		登録建築物調査機関等の 技術的審査の適合証を添 付して申請する場合	本市に直接 申請する場合
一戸建ての住宅		4,900円	34,000円
共同住宅等 の住宅部分	1戸	4,900円	34,000円
	2戸～5戸	9,600円	69,000円
	6戸～10戸	16,000円	97,000円
	11戸～25戸	27,000円	140,000円
	26戸～50戸	45,000円	200,000円
	51戸～100戸	81,000円	280,000円
	101戸～200戸	130,000円	380,000円
	201戸～300戸	160,000円	500,000円
	301戸～	170,000円	590,000円
共同住宅等 の共用部分	300㎡以内	9,600円	110,000円
	300㎡超～2,000㎡以内	27,000円	180,000円
	2,000㎡超～5,000㎡以内	81,000円	280,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内	130,000円	360,000円
	10,000㎡超～25,000㎡以内	160,000円	430,000円
	25,000㎡超	200,000円	500,000円
非住宅 部分	300㎡以内	9,600円	240,000円
	300㎡超～2,000㎡以内	27,000円	380,000円
	2,000㎡超～5,000㎡以内	81,000円	550,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内	130,000円	670,000円
	10,000㎡超～25,000㎡以内	160,000円	790,000円
	25,000㎡超	200,000円	900,000円

※共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

※共同住宅等の建築物全体の申請をする場合は、総戸数に応じた手数料と共用部分の床面積に応じた手数料の合計となります。

※複合建築物（一戸建ての住宅＋非住宅建築物）全体の申請をする場合は、一戸建ての住宅の手数料と非住宅建築物の床面積に応じた手数料の合計となります。

※複合建築物（共同住宅等＋非住宅建築物）全体の申請をする場合は、共同住宅等の総戸数に応じた手数料、共用部分の床面積と非住宅建築物の床面積に応じた手数料の合計となります。

※複合建築物の住戸部分のみを申請する場合は、共同住宅等の住宅部分の申請戸数に応じた手数料となります。

## 2. 建築基準関係規定確認審査を申し出る場合

認定申請に併せて、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（確認審査）を申し出る場合は、表1で算出した額に確認申請手数料に相当する額を加算した額が、認定申請手数料となります。（建築設備に関する審査を併せて申し出る場合は当該申請手数料も加算します。）

※確認申請手数料については、建築指導課 HP「建築物の確認・中間検査・完了検査等の手数料」をご確認下さい。

※変更認定申請をする場合の申請手数料については、建築指導課までお問い合わせください。